監督命令

平成２３年（再）第１７号

大阪市中央区島之内２丁目５番11号
再生債務者　中正機械金属株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市北区西天満４丁目４番18号梅ヶ枝中央ビル７階　はばたき綜合法律事務所　弁護士　印藤　弘二
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成23年８月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再）第１８号

大阪府八尾市跡部本町３丁目２番18号、営業所大阪府東大阪市柏田西１―14―16
再生債務者　川村合金鋳造所こと　川村　孝義
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市北区堂島２丁目２番２号近鉄堂島ビル19階　桜橋法律事務所　弁護士　松本　洋介
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成23年８月30日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による決議に付する決定

平成２２年（再）第１号

石川県能美市吉原釜屋町ワ21番地１
再生債務者　北国合繊株式会社
1　決議に付する再生計画案　平成23年６月28日付け再生債務者提出の再生計画案
2　書面投票期間　平成23年10月11日まで
3　議決権不統一行使の通知期限　平成23年９月30日
平成23年８月30日　金沢地方裁判所

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第１０号

大阪府泉佐野市りんくう往来北２番地の21
再生債務者　りんくう国際物流株式会社
1　決議に付する再生計画案　平成23年８月11日付け再生債務者提出の再生計画案
2　債権者集会
⑴　期日　平成23年11月22日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
3　議決権不統一行使の通知期限　平成23年11月８日
平成23年８月29日
大阪地方裁判所第６民事部

再生計画認可

平成２３年（再）第１号

北海道帯広市東９条南９丁目２番地４
再生債務者　株式会社ＨＩＴＣ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年８月25日までに書面投票による決議により可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成23年８月29日　釧路地方裁判所帯広支部

平成２３年（再）第１号

茨城県日立市滑川町3033番地
再生債務者　日立観光開発株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年８月31日　水戸地方裁判所民事部

再生手続終結

平成２０年（再）第１号

群馬県高崎市下小鳥町67番地11
再生債務者　株式会社適塾
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成23年８月30日　前橋地方裁判所高崎支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２２年（再イ）第３１５号

埼玉県川口市大字安行領家974番地の11
再生債務者　須藤文成こと　金　　文成
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年９月21日まで
4　一般異議申述期間　平成23年10月５日から平成23年10月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第４１号

兵庫県宝塚市南ひばりガ丘２丁目11番15―509号
再生債務者　小林　　功
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年９月21日まで
4　一般異議申述期間　平成23年10月５日から平成23年10月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（再イ）第３２０号

札幌市白石区本通２丁目北２番20―401号
再生債務者　松浦　義朗
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年９月22日まで
4　一般異議申述期間　平成23年10月６日から平成23年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第３３９号

札幌市白石区南郷通15丁目南６番11号　ルミエール南郷Ｂ―103号
再生債務者　近間　秀夫
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年９月22日まで
4　一般異議申述期間　平成23年10月６日から平成23年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部